飯能市農業委員会 令和5年4月1日

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

に係る添付書類一覧及び届出の流れ

- 1. 市街化区域以外は農地転用許可が必要であるため区域を予め都市計画課に確認する
- 2. 生産緑地が指定された農地は農地転用できないため予め都市計画課に指定を確認する
- 3. 土地区画整理事業施行地区内である場合は添付書類の用意を含めて区画整理課に確認する
- 4. 登記簿地目が「田」の場合は事前に防除施設の計画が必要になる場合があるため農業委員会事務局に確認する
- 5. 以下の提出書類を各一部ずつ完備する
  - (1) 必ず提出していただく書類

書類名	備考	写し	発行
届出書	ゴミ置場等の持分内訳が異なる場合でも一体の事業であれば、土地の備考欄に持分を明記すれば一件の届出として処理します		農業委員会 事務局
案内図	赤字で場所を明記すること	0	任意
公図	登記官の印影が確認できること	0	法務局
土地の全部事項証明書	原本		法務局

- (2) 必要に応じて添付する書類
- ※案件によって他に資料を求めることがあります
- ① 土地所有者の現住所が全部事項証明書に記載されている住所と異なる場合

	書類名	備考	写し	発行機関
	住所変更の経緯が 記されている書類	戸籍の附票、住民票、 住居表示変更証明等	0	個別に確認すること

## ② 土地区画整理事業施行地区内の場合

書類名	備考	写し	発行機関
	仮換地指定がある場合は 左記のいずれかを添付すること	0	区画整理課
区域内証明	仮換地指定が無い場合	0	区画整理課

## ③ 法律の定めのある場合を示す書類

書類名	備考	写し	発行機関
成年後見人等に選任された 旨の登記事項証明書	5条の場合は一方の後見人にすぎず、もう一方の届出者から委任状を受けていない点に注意すること	0	所定の 法務局

④ 4条の場合は土地所有者、5条の場合は受人及び渡人双方が窓口で届け出ない場合

 書類名	備考	写し	発行機関
	①5条の場合は受人・渡人双方の代理人を示すこと ②代理人は窓口・電話等で責任をもって対応すること ③代理人は求めに応じて本人・所属の証明を提示すること ④行政書士法第一条の二、および第一九条を遵守すること		任意 * 参考様式を農 業委員会で用 意しています

- 6. 提出書類を完備して、本人又は委任状を受けている場合は代理人が農業委員会事務局へ届け出る
- 7. 提出書類に補正等がある場合は7. の者が責任をもって補正するまで受理における処理は進まない
- 8. 標準処理期間である営業日7日前後に受理通知書が発行されるため7. の者が受理する